

宅地建物取引業者に対する行政処分について

令和2年1月16日

東京都住宅政策本部住宅企画部不動産課

被 処 分 者	商 号	●●●
	代 表 者	●●●
	主たる事務所	●●●
	免許年月日	●●●
	免許証番号	●●●
聴 聞 年 月 日	令和元年11月14日	
処 分 内 容	宅地建物取引業務の全部停止7日間及び指示	
業 務 停 止 期 間	令和2年1月31日から令和2年2月6日まで	
適 用 法 条 項	宅地建物取引業法第35条第1項(宅地建物取引士でない者による重要事項の説明) 同法第65条第1項(指示) 同法第65条第2項第2号(業務の停止)	
事 実 関 係	<p>被処分者には、下記のとおり、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号。以下「法」という。)違反があった。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>被処分者は、平成29年6月21日付けで、自ら売主として、買主Aとの間で、東京都葛飾区所在の区分所有建物の売買契約(以下、「本件契約」という。)を締結した。 この業務において、次のような違反行為があった。</p> <p>(1) 法第35条に定める重要事項の説明を宅地建物取引士でない者が行った。 (2) 買主に対し、本件契約がクーリングオフ制度の適用を受けない旨の事実と異なる説明を行った。</p> <p>これらのことは、(1)は法第35条第1項本文に違反し、法第65条第2項第2号に該当し、(2)は法第65条第1項第2号に該当する。</p>	